6 都市計画法第29条に基づく開発許可申請書添付図書

開発許可申請書は正本1通及び副本1通とし、該当する開発許可申請の種別に応じて、次の表1から表3に示す図書を添付する。

表1(申請書関係)

該当する開発許可申請の種別		申請に添付する図書一覧		
自己の居住用		1~10,15,17,20~22		
自己の業務用(1 ha未満)		1~10,15,20,22		
自己の業務用(1 ha以上)		1~15,17~22		
自己用以外		1~22		
※ 開発面積が1,000㎡未満の場合は、上記にかかわらず次の図書を省略することができる。		設計説明書、資金計画書、申請者の事業経歴書、工事施行者の工事経歴書		
1	委任状			
2	開発行為許可申請書			
3	開発区域に含まれる地域の一覧表			
4	開発区域の周辺を含む地図証明書	電子化された地図又は地図に準ずる図面(いわゆる公図)の証明書とし、申請地及び周辺について記入、着色する。 申請書提出日の日付の3ヶ月前の同日付以後の発行のものとし、原則として全て同一日付のものとする。		
5	土地登記事項証明書	申請書提出日の日付の3ヶ月前の同日付以後の発行のものとし、原則として全て地図証明書と同一日付のものとする。		
6	丈量図	開発区域全体と公共施設・公益的施設・区画ごと の宅地の丈量図とし、作成者の資格名を記入し、記 名、捺印したものとする。		
7	現況写真	全景がわかるもの。(2面以上で申請区域を明示すること。)		
8	公共施設に関する同意・協議書			
9	開発行為に関係のある公共施設管理者 の同意書	当該開発行為に対する同意書とする。(境界確定協議書では不可) 例:道路、水路、河川、下水道など		
10	新しく公共施設を設置する場合、その 管理予定者との協議経過書	道路、公園緑地、消防水利、下水道、汚水処理場 等		

L		
11	義務教育施設設置義務者との協議経過書	※ 20ha以上に限る。
12	水道事業者との協議経過書	※ 20ha以上に限る。
13	一般電気事業者及び一般ガス事業者と の協議経過書	※ 40ha以上に限る。
14	鉄道事業者、軌道事業者及びバス事業 者との協議経過書	※ 40ha以上に限る。
15	妨げとなる権利を有する者の同意書	当該土地、建築物その他の工作物に対する全ての 権利者の印鑑証明付同意書とする。 ただし、銀行及び県信用保証協会については、印 鑑証明書を省略できる。 権利者死亡等の場合は、被相続人との関係を示し た相続関係図や戸籍謄本等も添付する。
16	設計説明書	
17	設計者の資格に関する申告書	※ 1ha以上に限る。
18	申請者の資力・信用を示す図書 【法人の場合】 ・資金計画書 ・定款 ・法人の現在事項全部証明書 ・申請直前 1 年の事業年度の財務諸表 ・申請直前 2 年の各事業年度における納税証明書 ・事業経歴書 【個人の場合】 ・資金計画書 ・戸籍抄本又は住民票 ・資産に関する調書 ・申請直前 2 年の各年度における納税証明書 ・事業経歴書	資金計画書には、融資証明書又は残高証明書を添付する。 法人の納税証明書は法人税とする。 なお、法人設立後間がなく納税実績がない場合は、納税証明書の添付を省略できる。 個人の納税証明書は所得税の納税証明書とする。
19	工事施行者の工事施行能力を示す図書 ・工事経歴書 ・建設業許可の写し	
20	予定建築物の平面図等	※ 床面積、構造を記載すること。※ 宅地分譲の場合は不要。建築士作成の図面については、建築士事務所登録番号、管理建築士名を記入し捺印すること。
21	工程表	※ 1ha以上に限る。工事の工程及び販売等のスケジュールを記入すること。
22	その他知事が必要と認めるもの	宅地分譲に際して宅地建物取引業者免許が必要な 場合は、その写し。
		場合は、その写し。

表 2 (設計図書関係)

設計図書名		備考	
1	開発区域位置図	1/50,000	都市計画図(総括図)等
2	開発区域区域図	1/2, 500 ~1/3, 000	都市計画図等
3	現況図	1/2, 500	
4	土地利用計画図	所定の様式に 入る大きさ	原図(A4サイズ)を別に1部添える こと。
5	造成計画平面図	1/500	
6	造成計画縦横断図	1/500	
7	造成計画関連構造図	1/30~1/50	
8	給水計画平面図	1/500	※ 自己の居住用は不要。
9	排水計画平面図	1/500	
10	排水計画関連構造図	1/20~1/50	側溝、管渠等
11	がけの断面図	1/50	
12	各計算書、資料、仕様書 ・構造物についての構造計算書 ・排水計算書 ・土質試験結果 ・コンクリート、杭等の仕様書		
13	工事中の防災対策図 ・土砂流出対策 ・排水対策 ・濁水流出対策 ・法面保護対策 等		工事中の防災対策が必要と認めら れるものに限る。
14	その他知事が必要と認めるもの		

※ 設計図書は、全て設計者の資格名を記入し、記名、捺印したものを添付する。

表3(市街化調整区域関係) その1(法第34条第1号から第13号まで)

法第34条該当号	申請に添付する図書一覧
法第34条第1号	・事業計画書 ・都市計画法第34条該当に関する届出書 ・業務に資格等が必要な場合は資格等の写し
法第34条第2号	 事業計画書 ・都市計画法第34条該当に関する届出書 ・観光資源の有効な利用上必要な建築物である旨の市町長の証明書(自然公園法の普通地域及び第三種特別区域等以外に建築される観光資源の有効な利用上必要な建築物の場合に限る。) ・温泉施設の場合は、市町長等の同意書
法第34条第4号	・事業計画書 ・都市計画法第34条該当に関する届出書 ・周辺の市街化調整区域で生産される農林水産物であることを証する図書
法第34条第5号	・事業計画書 ・所有権移転等促進計画の写し
法第34条第6号	・事業計画書・都市計画法第34条該当に関する届出書・県が中小企業総合事業団と一体となって助成する中小企業の事業の共同 化又は工場、店舗等の集団化に供する建築物等に対しての融資証明
法第34条第7号	・事業計画書(次の内容を必ず含むこと。) (1) 既存の工場施設の操業時期(開発許可等の年月日・番号) (2) 既存の工場施設と密接な関連についての説明 (3) 事業活動の効率化についての説明 ・都市計画法第34条該当に関する届出書
法第34条第8号	・事業計画書 ・設置許可書の写し(消防法) ・申請地でなければ建築できない旨の理由書 ・市町長等の建築の同意書
法第34条第9号	・事業計画書
法第34条第10号	・地区計画及び地区整備計画の写し
法第34条第11号	・市街化区域からの距離を示す図書・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500・基準時から地目が宅地又は雑種地であったことを証する土地登記事項証明書
法第34条第12号 (条例第8条第1号)	・事業計画書 ・収用証明書 ・収用対象事業の設計図の写し

	1
法第34条第12号(条例第8条第2号)	・農林漁家の世帯分離の場合は、親が農林漁業を営んでいる旨の証明書(耕作証明書、漁業組合員の証明書等) ・世帯分離理由書 ・戸籍謄本(親子兄弟の関係のわかるもの) ・住民票(申請者のもの) ・借家証明書(親と同居の場合を除く。) ・親の家との距離を表す図面(1/2,500) ・非農林漁家の世帯分離の場合は、線引時以前より親が所有している土地であることを示す図書(土地登記事項証明書) ・市街化区域からの世帯分離の場合は、市街化区域内に建築可能な土地が無いことを示す図書(実家所有地位置図、資産証明書、建築できない旨の理由書等)
法第34条第12号 (条例第8条第3号)	・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500 ・地目が農地から変更された土地の場合は、農地法上支障ない旨の証明書 (工事完了証明、非農地証明等)
法第34条第12号 (条例第8条第4号)	・事業計画書 ・外周長さの1/10以上が指定する道路に面することを示した図面
法第34条第12号 (条例第8条第5号 :一戸建て住宅)	 特定活断層調査区域内の建築物を示す図書 1/5,000 建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500 建物登記事項証明書 従前の建築物の区域、用途、規模を示す図書 指定日以降に相続等により所有者となった場合、指定日の所有者との関係がわかるもの(戸籍謄本)
法第34条第12号 (条例第8条第5号 :一戸建て住宅 以外)	 特定活断層調査区域内の建築物を示す図書 1/5,000 工場、遊技施設等については、市町長等の同意書 建物登記事項証明書 従前の建築物の区域、用途、規模を示す図書 指定日以降に相続等により所有者となった場合、指定日の所有者との関係がわかるもの(戸籍謄本)
法第34条第13号	・既存の権利の届出書の写し

表3(市街化調整区域関係) その2(法第34条第14号:開発審査会付議案件)

付議基準	申請に添付する図書一覧
1号 社寺仏閣、納骨堂	・事業計画書 ・本山、本部等の建築許可又は同意書
2号 市街化区域内及び徳島東 部都市計画区域外の収用対 象事業による移転	・事業計画書 ・収用証明書 ・収用対象事業の設計図の写し ・工場、遊技施設等については、市町長等の同意書

3号 研究対象が市街化調整区 域に存する等の研究施設	・事業計画書 ・研究対象の説明資料 ・研究所の施設、組織等の詳細な説明資料
4号 市街化調整区域内に存す る事業所の社宅等	・事業計画書 ・就業人員を証する社会保険等の写し ・既存の寮又は社宅の定員を証する図書 ・従業員が社宅等を必要とすることを証する図書 ・既存の工場と寮又は社宅の位置を記入した地図(1/2,500) ・既存の工場の操業方式、就業体制、雇用形態の説明書
5号 土地区画整理事業の施行 された区域内の建築物	・事業区域内である旨の証する図書
6号 指定大規模既存集落内の 自己用住宅	・線引前から引き続いて当該指定大規模既存集落内に生活の本拠 を有していることを証する図書(住民票、戸籍謄本の附票等) ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500
7号 指定大規模既存集落内の 世帯分離住宅	・実家が線引前から引き続いて当該指定大規模既存集落内に生活の本拠を有していることを証する図書(住民票、戸籍謄本の附票等) ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500 ・世帯分離理由書 ・戸籍謄本(親子兄弟の関係のわかるもの) ・住民票(申請者のもの) ・借家証明書(親と同居の場合を除く。)
8号 指定大規模既存集落内の 小規模な工場等	・事業計画書 ・線引前から引き続いて当該指定大規模既存集落内に生活の本拠 を有していることを証する図書(住民票、戸籍謄本の附票等) ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500
9号 大規模既存集落内の住宅	・市街化区域からの距離を示す図書 ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500 ・地目が農地から変更された土地の場合は、農地法上支障ない旨の証明書(工事完了証明、非農地証明等) ・開発道路を設ける場合は、幹線道路に至るまで幅員4m以上確保されている事を証する図面 1/2,500 【以下、平成34年4月1日以降適用】 ・津波災害警戒区域内の場合、基準水位2m未満を示す図書・特定活断層調査区域外であることを示す図書
10号 指定市町における地域振 興のための工場、研究所	・事業計画書 ・市街化区域に適地がなく、申請地が立地に適した場所であることの理由書 ・都市計画の観点から支障がなく、地域振興に資する施設である旨の関係市町の同意書 ・自治会等の同意書(自治会等が存在しない場合は、申請地から半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書) ・準工業地域で建築ができない建築物の場合は、申請地から半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書 ・幹線道路に至るまで幅員4m(開発区域の面積が3,000㎡以上

	の場合は6m) 以上確保されている事を証する図面 1/2,500 (開発区域の面積が3,000㎡以上あり、幹線道路までの経路に幅員6m 未満の箇所がある場合は、幅員6m未満の道路道路が存する自治 会等の同意書)
11号 物流総合効率化法に定め る特定流通業務施設のうち 一般貨物自動車運送事業用 施設・倉庫業の倉庫	・事業計画書・総合効率化計画の認定書の写し
12号 社会福祉施設	・事業計画書
13号 介護老人保健施設	・事業計画書
14号 有料老人ホーム	
14-1 有料老人ホーム (14-2にかかるもの以外のもの)	・事業計画書 ・市町長の福祉施策、都市計画の観点から支障がない旨の承認書
14-2 有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅に登録するもの)	・事業計画書 ・市場調査等による入居者数の見込み ・初期投資額およびその調達方法(融資証明書又は残高証明書) ・長期(30年)の収支計画書 ・料金表 ・連携先を示す図書および連携先に関する協定書 ・市町長の福祉施策、都市計画の観点から支障がない旨の承認書
15号 病院	・事業計画書
16号 学校	・事業計画書
17号 地域包括支援センター	・事業計画書 ・市町から委託を受けている旨の契約書の写し
18号 再資源化を目的とした産 業廃棄物の処理施設の用に 供する建築物又は第一種特 定工作物	・事業計画書 ・周辺住民等との調整の経過説明書 ・半径300mの影響範囲を示す図書 1/2,500 (現況調査により住宅等の有無を確認する) ・市町長等の同意書
19号 がけ崩れ等による災害の おそれのある自己用住宅で 移転することがやむを得な いもの	・災害防止を目的とする法令により移転に関する命令等を受けて いる旨の証明書
20号 自動車リサイクル法に定 める解体業、破砕業等に必 要な建築物	・事業計画書 ・市町長等の同意書
21号 農林水産物の直売施設等	・事業計画書 ・市町長の農林水産業振興施策、土地利用の観点から支障がない 旨の承認書

22号 特定活断層調査区域内又 は津波災害警戒区域内の 建築物の移転における一 戸建て住宅に係る開発行 為

- ・特定活断層調査区域内又は津波災害警戒区域内の建築物を示す 図書 1/5,000
- ・市街化区域からの距離を示す図書
- ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500
- 建物登記事項証明書
- 従前の建築物の区域、用途、規模を示す図書
- ・指定日以降に相続等により所有者となった場合、指定日の所有 者との関係がわかるもの(戸籍謄本)
- 移転計画説明書
 - (1) 従前の施設の処分
 - (2) 移転の必要性
 - (3) 工程表 (着工から従前の施設の処分まで)
- 住民票
- 23号 特定活断層調査区域内又 は津波災害警戒区域内の 建築物の移転における一 戸建て住宅以外に係る開 発行為
- ・特定活断層調査区域内又は津波災害警戒区域内の建築物を示す 図書 1/5,000
- ・第一種住居地域に建築できないものについては、次のもの
 - (1) 自治会等の同意書(自治会等が存在しない場合は、(2) の報告書)
 - (2) 準工業地域で建築ができない建築物の場合は、申請地から半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書
 - (3) 関係市町等の同意書
- ・幹線道路に至るまで幅員4m (開発区域の面積が3,000㎡以上の場合は6m) 以上確保されている事を証する図面 1/2,500 (開発区域の面積が3,000㎡以上あり、幹線道路までの経路に幅員6m未満の箇所がある場合は、幅員6m未満の道路道路が存する自治会等の同意書)
- 建物登記事項証明書
- ・従前の建築物の区域、用途、規模を示す図書
- ・指定日以降に相続等により所有者となった場合、指定日の所有 者との関係がわかるもの(戸籍謄本)
- ・事業計画書(次の内容を必ず含むこと)
 - (1) 従前の施設の処分
 - (2) 移転の必要性(BCPなどの位置付け)
 - (3) 工程表 (着工から従前の施設の処分まで)
- 24号 既存の工場施設における 事業と関連を有する事業 用の建築物に係る開発行 為
- ・事業計画書(次の内容を必ず含むこと)
 - (1) 既存工場の操業時期 (開発許可等の年月日、番号)
 - (2) 既存工場施設との関連性についての説明
 - (3) 事業活動の効率化についての説明
 - (4) 両工場間等の作業工程、輸送計画
- ・既存工場との距離を示す図書
- ・既存工場からの距離が3kmを超える場合は関係市町等の同意書
- ・自治会等の同意書(自治会等が存在しない場合は、申請地から 半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書)
- ・準工業地域で建築ができない建築物の場合は、申請地から半径 300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書
- ・幹線道路に至るまで幅員4m (開発区域の面積が3,000㎡以上の場合は6m) 以上確保されている事を証する図面 1/2,500 (開発区域の面積が3,000㎡以上あり、幹線道路までの経路に幅員6m未満の箇所がある場合は、幅員6m未満の道路道路が存する自治会等の同意書)

	・既存工場の建物登記事項証明
25号 準ずるもの	・知事が必要と認めるもの
26号 その他 ・知事が必要と認めるもの	
※ その他知事が必要と認める場合は、上記以外の図書の添付が必要です。	